

この秋、ワシントン条約の会議が開かれます。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することにいたしました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

はじめに

私たち日本人は衣食住のみならず、文化や習慣までも海外の野生生物に大きく依存しています。今回のワシントン条約締約国会議で提案されている動植物のなかにも、日本の文化に大きく貢献しているものも多く含まれています。

例えば、象牙の印鑑はゾウの牙を使っています。また、お線香やお香に使われている沈香という香木は東南アジアから輸入されています。また、いまや日本文化ともいうべきドリンク剤には、ホンオニクという植物が含まれているものがたくさんありますが、これらは中国から輸入されています。

日本独特であるはずの日本文化までも、実は海外からの輸入がなければなりたないこともあるのです。**ワシントン条約は野生生物の取引を禁止することが目的ではありません。**ときには、取引禁止の厳しい措置がとられることがあります。利用の状態をモニターしながら、注意深くその持続可能な利用の確立を目指しています。

今度の会議はどんな会議？

今回の会議はタイのバンコクで開催されます。今年4月にラオスが第165番目の締約国となり、これで**ASEAN10カ国がすべてワシントン条約に加盟**したという記念すべき会議です。豊かな野生生物を有し、生活の多くを依存している東南アジアでの開催は会議でどのように影響していくのでしょうか？日本と様々な部分で関わりの深いASEAN加盟国の開催が注目されます。野生生物の利用は、私たちの生活に直結しています。今回の会議で、どんなことが起きるのか、ぜひ関心をもってフォローしていただきたいと思います。

「附属書改正」が提案されている主な動植物

バンコクでの会議にむけて各締約国から50の附属書*改正提案が提出されました。

提案には、アフリカゾウ、ミンククジラをはじめ、ミナミシロサイ、ハクトウワシや様々な熱帯の鳥、カメの仲間のスッポンモドキやクモノスガメ、魚類ではホオジロザメ、メガネモチノウオ、植物では、ジンコウ（沈香）、ラミンなどの木材種、ラン、イチイなどの薬用植物などがとりあげられています。

*ワシントン条約対象種は、その取引状況や生息状況に応じて3つのカテゴリーに分けられています。それが附属書とよばれるもので、附属書I、II、IIIの数字が小さいほど取引規制が強くなります。詳細はトラフィックジャパンのサイトまで

各提案についてNGOはこう見ている？

各提案に対する分析結果と、トラフィックの見解をウェブサイトで公開

●「附属書改正提案の分析」*1

各提案に関し、トラフィックが取引や利用について、IUCNが生物学的な情報や生息状況について情報を集め、この分析結果にまとめています。提案を考慮する際にどこかポイントとなるかが整理されており、内容を具体的に検討するのに役立つ資料となります。

●「レコメンデーション」*1

トラフィックは、総合的また客観的に分析結果を検討し、それらに対する見解をまとめ公開しています。ここではそれぞれの提案に対し、支持あるいは不支持を理由とともに述べています。締約国が提案を判断する際の参考に利用されます。（和訳も近日公開）

*1 Analyses of Proposals to Amend the CITES Appendices 「附属書改正提案の分析」 Recommendations on the Proposals to Amend the CITES Appendices 「レコメンデーション[トラフィックの附属書改正提案に対する見解]」→トラフィックネットワークのサイトまで

関連ウェブサイト

トラフィックネットワーク（英語）：www.traffic.org

トラフィックジャパン（日本語）：www.trafficj.org

ワシントン条約事務局（英語）：www.cites.org

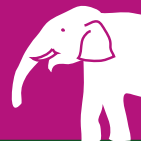
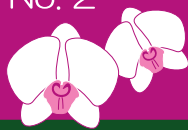
トラフィック イーストアジア ジャパン（略称：トラフィックジャパン）
TEL:03-3769-1716 URL: <http://www.trafficj.org> e-mail: traffic@trafficj.org

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN

トラフィックジャパンの
ここに注目

①

これでASEAN10カ国が
すべてCITESに加盟！



この秋、ワシントン条約の会議が開かれます。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することになりました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

今回の提案

ワシントン条約締約国会議で討議される附属書改正提案には、規制をゆるめる提案と規制を強めるための提案、またそのほか注釈や条件などの変更を求める提案がある。

- 規制をゆるめる提案
 - 附属書から削除 2案
 - 附属書I→II 7案
 - その他、注釈の修正や条件の変更など 14案
- 規制を強める提案
 - 附属書II→I 6案
 - 新たに附属書IIに掲載 21案

附属書IIからIに移行する提案のひとつが、クモノスガメ *Pyxis arachnoides* である。（提案国：マダガスカル）

世界のリクガメ輸入量の50%以上を日本が輸入

●日本は、世界のリクガメ輸入量の50%以上を輸入しており、リクガメのペットとしての需要が非常に高い。1996年に約3万頭のリクガメを輸入したが、これは世界の輸入量の54.5%にあたる。

●トラフィックががおこなった2002年のペットショップでの市場調査によれば、世界に生息する約300種（289種）のカメのうちの3分の2にあたる約200種（199種）の淡水ガメおよびリクガメが販売されていた。ちなみに、もっとも多く販売されていたのは、インドホシガメで調査対象店の94%で販売されていた。そして、もっとも高価だったのも、インドホシガメで、250万円。

●輸入量の増加からも需要の高さが伺える。日本のリクガメの輸入量を1989年と1998年とで比較すると、10年で16倍に増加している。

世界のカメ289種のうち63%は絶滅のおそれがあるとされている。このような日本の高い需要（消費）が、ある種のカメの存続をおびやかす一因となりかねない。

クモノスガメ提案をトラフィックはこう考える

クモノスガメの現状

- ・クモノスガメはマダガスカル固有のリクガメ。
- ・このリクガメの国際取引は、1999年以降ペット／マニア市場の需要に応じて激増した。
- ・最大の脅威は生息地の減少であるが、違法取引も不安材料のひとつ。
- ・1975年よりワシントン条約の附属書IIに掲載（リクガメ科全種が、附属書IIあるいはI）。
- ・マダガスカルでは2000年から輸出割当量を設定している（2000年は1000頭、2001年は0頭）。しかしそれを上回る輸出量が記録されている。
- ・主な輸入国は日本、米国、南アフリカ。

日本のクモノスガメの輸入数

1998年 150頭
1999年 なし
2000年 914頭（*P. spp.**320頭）

資料：経済産業省、年次報告書
*クモノスガメ属ではあるが、その属の2種のうち、どちらかはわからないもの。



トラフィックはこの提案には反対している、なぜか？

まず、この種は附属書I掲載の基準（決議9.24）を満たさず、附属書IIであると思われる。問題は、違法取引や、輸出割当量の妥当性にあり、これらへの対策が必要である。マダガスカル政府が設定した輸出割当が持続的であるために必要な十分な管理体制が確立するまでは、輸出割当ゼロを維持し、それを履行するよう強く促すべきであるとトラフィックは考えている。

不法に取引され続けるリクガメ

リクガメが不法に取引される事例は後をたたない。生息地でも日本人によるリクガメなどの密猟・密輸が報告されている。クモノスガメの国内の事例をあげてみる。

- ・埼玉の動物園からミナミクモノスガメ2頭盗難。（2003年6月）
- ・名古屋空港でクモノスガメ10頭を含む爬虫類とサル全64頭の密輸。（2003年11月）
- ・名古屋空港：タイツなどの中に隠したクモノスガメ13頭を含むリクガメ30頭が発見。（2003年9月）
- ・成田空港：クモノスガメ1頭を含む爬虫類27頭を密輸（2001年12月）
- ・成田空港：クモノスガメ4頭とフクロウなどの猛禽類が税関で差し止められた。（2001年12月）

トラフィックジャパンの
ここに注目 ②

日本は、ウミガメ以外の世界に生息する約300種の、カメ目のうち3分の2にあたる約200種を販売



この秋、ワシントン条約の会議が開かれます。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することにいたしました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

提案の中のマダガスカルの爬虫類

今回、マダガスカル固有の種として、前回紹介したクモノスガメをはじめ爬虫類の提案が4つ上がっている。前会議（2002年）でも、マダガスカルが爬虫類について4つの附属書改正提案を提出し、いずれも採択されている。マダガスカルの爬虫類は日本でも人気があり、今後、日本の消費がこれらの存続に影響を及ぼすことも考えられる。今回の提案の中で、日本でも取引されている2種（ヘラオヤモリ、テングキノボリヘビ）についてとりあげてみる。

ヘラオヤモリ

提案国：マダガスカル

提案：この属全種を附属書IIに掲載

- ・ヘラオヤモリ属 *Uroplatus* spp. は、マダガスカルのみが生息し、爬虫類愛好家の間で近年人気が出ている。
- ・マダガスカルの輸出データによれば、ここ数年の間に輸出量は増え、10種のうち6種が、2001～2003年の間に22,000頭以上輸出されている。
- ・主な輸出先は、米国、ヨーロッパ、日本である。
(IUCN/TRAFFIC Analysesより)

日本のペットショップでもヘラオヤモリ属の爬虫類は販売されている。

【トラフィックの調査から】

- ・各ペットショップで2～3種（電話で確認）販売。
- ・ネット上で販売されていたものは、種名がわからないものも含めて7種あった。

販売価格は¥13,800～¥100,000

（平均的な価格は ¥18,000～¥25,000）

※日本では、マダガスカルの爬虫類は全般的に人気が高い。ある店によると、日本での人気が高いので、在庫が入るとすぐに売れてしまうとのこと。

■トラフィックはこう考える

現在、個々の種が脅威にさらされていることを示す証拠は少ないが、国際取引は増加しているようで、一部の種に対して悪影響を及ぼす危険性があるため、この提案に賛成している。

テングキノボリヘビ

提案国：マダガスカル

提案：この属全種を附属書IIに掲載

- ・マダガスカルの輸出データからみて、主な輸出先として、米国、日本、ヨーロッパがあげられている。
(IUCN/TRAFFIC Analysesより)
- ・一方、テングキノボリヘビ属 *Langaha* spp. は、日本の市場ではあまり見ることはできない。（このため、販売価格もあまり安定していない）

【トラフィックの調査から】

ペア：¥40,000～ 1頭：¥45,000～¥80,000

■トラフィックはこう考える

現在の取引量がこれらの種の個体数に悪影響を及ぼしているかどうかを判断できるだけの証拠がないとして、この提案に反対している。

日本とマダガスカルの爬虫類

日本はマダガスカルから爬虫類を輸入している。

日本の貿易統計（右記参照）をみると、1年の間に3倍に増えていることがわかる。

マダガスカルからの生きた爬虫類の輸入数(頭) 資料：財務省、貿易統計

	2002年	2003年
カメ目	30	174
カメ目以外の爬虫類	1,988	6,672

※2002年に新たに設けられた項目のためこれ以前のデータはない。

マダガスカルからの生きた爬虫類（ワシントン条約対象種のみ）の輸入数（頭）*

資料：経済産業省、ワシントン条約年次報告書

	1999年	2000年
ワニ目	0	100
トカゲ目	2,071	4,641
カメ目	0	2,175
総計	2,071	6,916

実際取引がおこなわれていても、特定の野生生物を日本がどの位輸入しているかはわからないことが多い。ワシントン条約に掲載されることによって始めて、実際にどの野生生物をどの程度輸入しているのかははっきりすることもある。

*country of origin or re-export/country of export or re-export がマダガスカルであるもの。そのため中にはマダガスカル原産の種でないものも含まれている可能性がある。

トラフィックジャパンのCOP13の特別ページできました。

<http://www.trafficj.org/aboutcites/COP13TOP.htm>

トラフィック イーストアジア ジャパン（略称：トラフィックジャパン）

TEL:03-3769-1716 URL: <http://www.trafficj.org> e-mail: traffic@trafficj.org

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN

トラフィックジャパンの
ここに注目

③

日本でも売ってる
マダガスカルの爬虫類



この秋、ワシントン条約の会議が開かれます。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することにいたしました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

ワシントン条約におけるアフリカゾウの歴史

●密猟密輸時代

1977年：すべてのアフリカゾウ *Loxodonta africana*が附属書IIに掲載された。

- ・象牙の取引量は増大し、密猟密輸が相次いだ。
- ・日本は1982年に世界総取引量の61%を輸入。1984年に日本が輸入した未加工象牙474tの3分の2は疑わしいものといわれた。



アフリカゾウの個体数は、1979年の約134万頭から1989年には62万頭に半減した。

●国際取引禁止時代

1989年：すべてのアフリカゾウが附属書Iに掲載され、象牙の国際取引は禁止された。

●試験的措置の時代

国際取引が禁止されてから、各国は自然死したゾウの象牙を管理していたが、管理の負担が問題となっていた。

1997年：ボツワナ、ナミビア、ジンバブエの個体群が附属書IIに移行された。このとき、締約国は決議10.10「ゾウの標本の取引」*を採択し、ゾウ製品取引のモニターをするETIS(ゾウ取引情報システム)と、ゾウ個体群の管理であるMIKE(ゾウ違法捕殺監視システム)を設立。

1999年：このシステムが機能することなどを条件として、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエの3カ国の在庫象牙約50tが日本に輸出された。

2000年：南アフリカの個体群が附属書IIに移行。

2002年：MIKEが実用化されれば、ボツワナとナミビア、ジンバブエの在庫輸出を認めるとしたが、現在輸出はおこなわれていない。

*<http://www.trafficj.org/aboutcites/cop10restop.htm>で和訳文掲載中

「決議」とは？

- ▲条約の施行を改善するために、締約国が話し合っ同意したものを決議として採択する。
- ▲現在72の決議が有効である。
- ▲決議には拘束力はないが、全締約国が協力して実施しないと効果がないものである。
- ▲決議の方針にもとづき、具体的なアクションが実行される。
- ▲決議が特定のテーマのガイドラインとなる場合もある。

今回の象牙提案は？

象牙に関しては、今回ナミビアより提案が出ている。

アフリカゾウ（附属書II）のナミビア個体群について次の項目を認める。

- －未加工象牙の年間輸出割当量2000kg（自然死亡数と管理関係の死亡数を総合した量）
- －商業目的の加工象牙製品の取引、および
- －商業目的のゾウ皮革・毛商品の取引

■トラフィックはこう考える

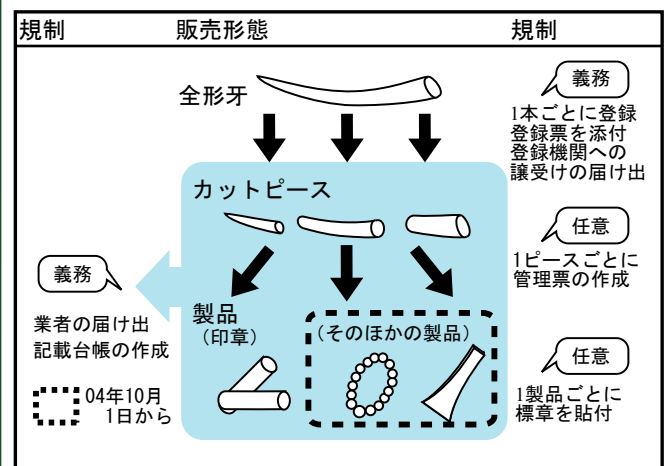
提案者が以下のことをおこなえば賛成

- ☐ 未加工象牙の年間割当量に関する要求を撤回し、かつ
 - ☐ 加工象牙の取引は非商業目的のエキバ（伝統工芸品）の取引に制限されると指定し、かつ
 - ☐ 決定12.39のプロセスに準じて、取引の管理制度の再検討をおこなうことに同意する。
- （決定12.39についてはwww.cites.org/decision/のページを参照）

2004年9月の原産国会議の結果が大きくかわってくる。ポイントは、原産国のゾウ個体群管理について現状が明らかになることである。

日本の象牙取引

我が国の象牙取引は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で規制されている。



トラフィックジャパンの
ここに注目

④

象牙提案のゆくえは
MIKEとETISの分析がカギ

トラフィック イーストアジア ジャパン（略称：トラフィックジャパン）

TEL:03-3769-1716 URL: <http://www.trafficj.org> e-mail: traffic@trafficj.org

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN



この秋、ワシントン条約の会議が開かれます。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することにいたしました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

日本の提案といえば……クジラ

ワシントン条約の規制対象となる動植物は、条約の締約国会議で決定される。締約国が提案し、会議で議論して決定されるのである。日本からの提案といえばクジラである。

日本は、これまでクジラ類のダウンリスティングの提案を第10回締約国会議（1997年）から第11回（2000）、第12回（2002）と、毎回提出している。

改正には2/3の賛成票が必要である。これら提案への賛成票は、過半数に至らないことがほとんど。最近では、票数の変動もあまりない。日本は持続可能な利用という見地を強調し、そこに賛同する国も多いが、IWCで捕獲が禁止されているものの取引再開という判断には躊躇する国も多い。

過去の提案は、ミンククジラ以外の提案も出されていたが、今回は北半球のミンククジラの提案一本にかけている。今回の提案でどのような賛成の意見がきかれるか、また、どこまで票を伸ばせるか、興味深い。

今回の提案は

今回、日本は、北半球のミンククジラ（オホーツク・西太平洋系群、北東大西洋系群および北大西洋中央部系群）のダウンリスティング（附属書Ⅰ〔商業取引原則禁止〕から附属書Ⅱ〔条約で定められた規制のもとでの取引〕に移行）を提案した。



ミンククジラ
(c) WWF-Canon / Morten LINDHARD

■トラフィックはこう考える

附属書Ⅱへの移行が提案されているミンククジラの3系群は、附属書Ⅰの生物学的基準を満たしていないように見える。しかし、附属書Ⅱへ移行するために必要な予防措置（決議9.24）がまだ十分に講じられていないとして、トラフィックは、この提案に反対である。

お店で売ってるクジラはどこから来たの？

IWCでその捕獲が禁止されているものの、日本の市場にクジラの肉が出回っている4つの理由

- ①調査捕鯨の副産物としての肉が販売されている。
- ②IWCで規制されていないイシイルカなどの小型鯨類が捕獲され、その肉が販売されている。
- ③混獲されたものからの肉が販売されている。
- ④長期にわたって保存されている在庫としての肉が販売される場合がある。

市場に供給されている鯨肉は、調査捕鯨で捕獲されたものが中心である。

調査捕鯨では、現在南氷洋でミンククジラ440頭、北西太平洋でミンククジラ100頭、ニタリクジラ50頭、イワシクジラ50頭、マッコウクジラ10頭が捕獲され、日本沿岸ではミンククジラ50頭が調査のため捕獲されており、これらの肉の一部が市場に出回っている。

冷凍されたミンククジラとニタリクジラの市販用赤肉（卸売価格）＝1 kgあたり約2,600円

前回の結果は

前回の第12回会議（2002年11月、チリ）における我が国の提案とその結果

1. 北半球ミンククジラ（附属書Ⅰ→Ⅱの附属書改正提案）
（修正提案）→ 賛成 反対 棄権 無効 総数
53 66 5 0 124

2. 北太平洋ニタリクジラ（附属書Ⅰ→Ⅱの附属書改正提案）
→ 賛成 反対 棄権 無効 総数
43 63 3 2 111

3. CITESとIWCとの関係（決議案）
→メキシコの反捕鯨決議案と相殺し、取り下げ。

4. CITESとFAOとの関係（決議案）
→米国の提案と一本化し、コンセンサスにて採択。

トラフィックジャパンの ⑤
ここに注目

ダウンリスティングには
予防措置はかかせない。



この秋、ワシントン条約の会議が開かれます。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することにいたしました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

今回のテーマは日本の香り

●リッコクゴミとバビブソク

これらは香道で使う言葉で、六国五味と馬尾蚊足と書く。今回の会議で提案されているアキイラリア属 *Aquilaria* spp. は、日本でお線香やお香の原料として広く利用されている沈香をつくる樹木である。日本では輸入することでしか手に入らない貴重な沈香の香りを、日本人は、六国五味（匂いの特色を六つの品質と五つの味覚で表した）に分類した。伽羅（きゃら）はこの最上級品である。そして、蚊の足のような小さな木片や粉であっても大切に扱ってきた。

●香道

香道というのは香りを楽しむもので、それが芸術にまで昇華した世界でもユニークな日本の文化である。その香道の中心的な香りが沈香で、沈香がなければ香道自体がなりたない。



沈香と自然環境

沈香とは、様々な外的要因によってアキイラリア属や *Gyrinops* 属などの樹木の木質に樹脂が沈着したものの。いまだに沈香生成の過程は謎であり、人工的な栽培が試みられているものの、成功にまではいたっていない。

沈香は木によってそれぞれ香りが異なる。これは、外的要因の違い、周辺環境の違いなどによるのではないかとされている。その自然環境でなければできない。まさに豊かな自然の産物、象徴である。香道ではこのそれぞれの個性的な香りを楽しむ芸術であり、この個性があって成り立っている。



沈香は、豊かで多様な自然と持続可能な利用の象徴である。

日本人がはぐくんできた日本文化も、海外の野生生物によって成り立っている。

今回の会議をより詳しく理解するための
【TRAFFIC Briefing】の日本語訳をサイトに掲載。

日本の沈香輸入量

日本の沈香の輸入量 (1991～1998年)

年	輸入量 (kg)
1991	36,848
1992	35,141
1993	33,189
1994	28,446
1995	55,873
1996	34,608
1997	30,951
1998	22,340

出典：財務省、貿易統計

※1999年から関税コードが変更になり、沈香単独の数値は把握できなくなった。

2000年（現在入手できる最新データ）の日本のマラッカジンコウの輸入量
チップ：6,879.14kg
粉末：1,050kg
形態が不明：252kg
（経済産業省のワシントン条約年次報告書より）

ワシントン条約では現在マラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis* のみが掲載されているため、識別が難しく取引形態も多様であるアキイラリア属全種の取引状況を把握することは難しい。

今回の提案は

沈香の原料であるアキイラリア属全種と *Gyrinops* spp. を附属書Ⅱに掲載する。

（提案国：インドネシア）



これら2つのインドネシア・マレーシア産の属には、香木・薬剤・文化的用途のために高い価値を持つ樹脂性の沈香を生産する主な樹種が含まれる。

■トラフィックはこう考える

中東とアジアにおける現在の需要のほぼすべてに、管理されていない野生から採取した株が使われており、結果、その多くが減少している。違法採取と取引も報告されている。また近年、*Gyrinops* 種の取引が急増した。

マラッカジンコウが1995年以来、すでに附属書Ⅱに掲載されている。しかし、沈香の識別は非常に困難なため、効果的にワシントン条約を施行するためには、これらの属に分類される他の種も附属書Ⅱに掲載する必要がある。

注釈を付けて賛成

トラフィックジャパンの
ここに注目

⑥

香りの日本文化と
持続可能な利用



いよいよ、ワシントン条約の会議がはじまります。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することにいたしました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

世界中で利用されてきたベッコウ

タイマイの利用

タイマイの甲らは、その模様の美しさのため古今東西で装飾品や美術工芸品に利用されている。



我が国のベッコウの歴史

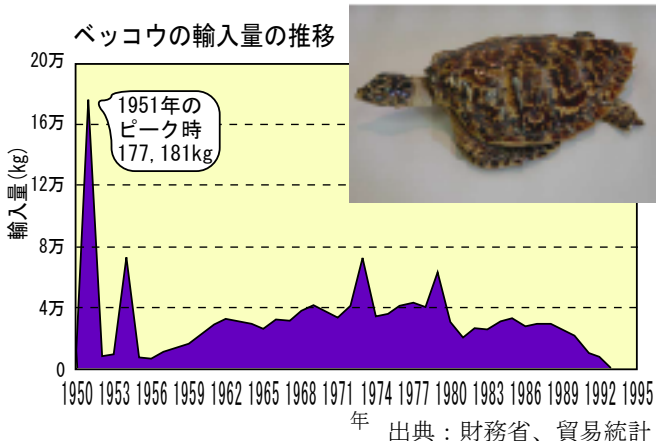
史は古く、聖徳太子の時代に中国から貴重品として輸入され、利用されていた。

その後、江戸時代に流行したが、贅沢品であるタイマイを庶民が利用することを禁じた。このときすっぽん（鼈）の甲らで作ったものであればよいとされたためタイマイ玳瑁をベッコウ鼈甲と書き、ベッコウと称するようになったという。

日本とタイマイ

日本の輸入

- ・1980年、日本はワシントン条約の施行を開始したが、タイマイは留保した。
- ・ベッコウの輸入を禁止する前の1992年までに輸入した量は319,001kg（300,944頭分に相当）。
- ・1993年以降は、ベッコウの輸入割当をゼロとしたため、輸入は認められていない。
- ・また、1989年4月28日にタイマイの剥製の輸入を禁止。
- ・一方、1994～2003年までに少なくとも18件約4,200kgのベッコウ原料が税関で差し止められた。



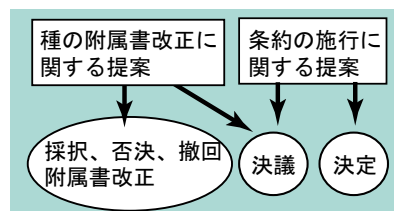
会議での検討議案 (working document) について

ワシントン条約締約国会議は、2つの分科会が同時並行で進む。

- ・ 附属書改正提案の討議 (≡ 附属書改正提案)
- ・ 条約の施行改善などについて話し合う (≡ 検討議案)

これらのなかから、**決議** (全締約国が実行する合意事項) や **決定** (特定の国や部門が一定の期間内に実行するもの) がでる。

★第13回締約国会議 (Cop13) では、50の附属書改正提案と、約60の検討議案がでている。



第13回会議でのタイマイ検討議案の内容

タイマイの保護と持続可能な利用についてあらためて議論すべきであると、条約事務局は「タイマイの保護について」議案を提出。

背景 Cop12 (2002年) の決定で以下が求められていた。
カリブ海地域の生息国会議を開催するための資金提供を募ることや、カリブ海地域諸国は、国内保護計画や在庫管理の改善などの結果報告をおこなう

↓ しかし！

事務局の報告によれば、資金は確保できず、関係諸国からの報告もない。

タイマイとワシントン条約

1975年以降タイマイはワシントン条約附属書に掲載。当時大西洋個体群 (カリブ広域を含む) は附属書 I に、インド太平洋個体群は附属書 II に載せられた。1977年に種全体が附属書 I となった。

★ベッコウは1992年まで大量に国際取引され、主に日本に輸入された。

1980年：日本は条約に批准／タイマイの附属書 I 掲載を留保。

1994年：日本は留保を撤回／ベッコウの商業取引を禁止。

1990年：キューバが条約に加盟／タイマイに関しては留保。

Cop7 (1989) ではインドネシアから、Cop10 (1997) と Cop11 (2000) ではキューバから在庫を日本へ輸出する内容を含む附属書改正提案が出されているが、いずれも否決されている。

トラフィックジャパンの **ここに注目** **7**
タイマイの保護は
生息国と消費国の
国内保護体制しだい



ついに、ワシントン条約の会議がはじまりました。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することにいたしました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

海の魚もれっきとした野生生物

ワシントン条約で毎回ホットな話題になるのは海産種。海の魚も海洋生態系をなす、れっきとした野生生物である。しかし日本(水産庁)は、海産種はワシントン条約ではなく国連食糧農業機関(FAO)などの専門機関が管轄すべきという理由で、毎回海産種の附属書掲載提案に反対している。

2001年の第12回締約国会議では、シンベイザメ、ウバザメやタツノオトシゴ全種の附属書II掲載が可決されたが、日本は留保している。

日本人にとって魚は獲って当然、食べて当然の海産「物」でしかないのであろうか。

今回も海産種の掲載提案が出ている。その中のひとつ、メガネモチノウオを取り上げてみる。

ナポレオンフィッシュでおなじみ

メガネモチノウオって？

- ・インド洋から太平洋にかけてのサンゴ礁海域に生息。
- ・大型で珍しい特徴を持つこの魚は、別称「ナポレオンフィッシュ」として、ダイバーにも親しまれている。
- ・最近、IUCNはこの種を危急種(VU)から絶滅危惧種(EN)に変更。



WME ジャパン

どんなふう利用されているのか？

日本の食卓にはあまり顔を出さないが、香港など東南アジアで高級食材として消費されている。

日本では沖縄県全体で1998年から2003年の間に年間7～11tほどの漁獲。

国際取引：輸出国のデータ

パラオ：1980年代中ごろの輸出量は3～3.5tだったものが、1990年代中ごろでは0.3tと10分の1以下になっている。

フィジー：1994年に22.5tだった漁獲量が2003年には3.5tと80%以上減少している。

このように旺盛な需要を満たすために、次から次へと漁場を開拓しては獲り尽くしていくという現象が起きている。

留保とは

ワシントン条約では、締約国が特定種の改正案に同意しない場合、留保を付し、その種については締約国でない国として扱われることが認められている。留保は、あくまでも掲載の際に発生する問題を解決するための猶予期間だと考えられている。

わが国の留保 -----

- | | |
|------------|------------|
| ・ ツチクジラ | ・ ナガスクジラ |
| ・ マッコウクジラ | ・ ジンベイザメ |
| ・ ミンククジラ | ・ ウバザメ |
| ・ クロミンククジラ | ・ タツノオトシゴ属 |
| ・ イワシクジラ | ・ ホオジロザメ |
| ・ ニタリクジラ | の計11種 |

今回の提案は？

メガネモチノウオ *Cheilinus undulatus* を附属書IIに掲載。
【提案国：フィジー、アイルランド(EC代表として)、米国】

■トラフィックはこう考える

- ・ 自然状態でも希少な魚で、過剰漁獲には非常に弱い。
- ・ 産卵のために集まった個体をねらった漁業がおこなわれており、危機的な状況がさらに悪化。
- ・ 需要が高いため、今後さらなる利用の拡大が予想され、ワシントン条約で規制されない限り、違法取引の規制は難しい。

などの理由で賛成

■FAOはこう考える

FAOの特別専門家諮問パネルは、メガネモチノウオがワシントン条約附属書II掲載のための基準を満たしており、また、近い将来附属書Iへの改正基準をも満たすことが考えられると結論。さらに、ワシントン条約附属書掲載の結果として取引が規制できれば、この種の保全に対して大きく貢献することになると結論した。

ちなみに

第12回締約国会議でも、メガネモチノウオの附属書II掲載提案が米国から出されたが、賛成が6割を超えながらも可決に必要な3分の2に達せず、否決された。今回はフィジー・アイルランド・米国の共同提案となっているが、どのような票数の変動があるか目が離せない。

トラフィックジャパンの
ここに注目

⑧

海産種への
水産庁の対応に注目

トラフィック イーストアジア ジャパン (略称：トラフィックジャパン)

TEL:03-3769-1716 URL: <http://www.trafficj.org> e-mail: traffic@trafficj.org

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN



第13回ワシントン条約の会議を終えて。

2004年10月2日から開催されていた第13回ワシントン条約締約国会議が、14日に閉幕いたしました。シリーズでワシントン条約関連情報をお届けしてまいりましたが、今回が最終回とさせていただきます。これからも、野生生物取引やワシントン条約についての情報を随時提供させていただきますので、今後も取材の参考としてお役にてください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

第13回締約国会議を終えて

2004年10月2日～14日にタイのバンコクで開催されていた第13回ワシントン条約締約国会議が閉幕した。

東南アジア初の開催と、ASEAN加盟国がすべてワシントン条約に加盟したことなどを受け、現地では国をあげての盛り上がりを見せた。

★次回会議は、2007年オランダのアムステルダムで開催予定。

主なテーマの結果

象牙：ナミビアの提案は皮と伝統工芸品の非商業目的の取引が認められた。その他の議題としては、ETIS（ゾウ取引情報システム）やMIKE（ゾウ違法捕殺監視システム）の分析結果、決議10.10の改正などが話された。

海産種：附属書改正提案については、メガネモチノウオ、ホホジロザメ、イガイの一種が附属書IIに掲載された。とくにメガネモチノウオとイガイの一種については全会一致で採択された。日本によるミンククジラ（特定の系群を附属書I⇒IIに移行）の提案は賛成55、反対67、棄権14で否決された。

植物：木材種のラミンは全会一致で、香木として利用される沈香（*Aquilaria* spp.と *Gyrinops* spp.）は採決の結果、附属書IIに掲載された。

速報！ あらたにワシントン条約で規制されるのは

※数字は提案の番号

●附属書IIから附属書Iへ移行され、規制がより厳しくなるもの

3 カワゴンドウ（イラワジイルカ）

Orcaella brevirostris

11 コバタン *Cacatua sulphurea*

13 フジイロボウシインコ *Amazona finschi*

15 クモノスガメ *Pyxis arachnoides*

46 （植物）*Dypsis decipiens*

(Chrysalidocarpus decipiens)

●附属書IIへの掲載が採択されたもの

17 ニシクイガメ *Malayemys subtrijuga*

19 ムツイタガメ *Notochelys platynota*

20 インドシナオオスッポン *Amyda cartilaginea*

22 スッポンモドキ *Carettochelys insculpta*

23 マッコードナガクビガメ *Chelodina mccordi*

27 ヘラオヤモリ属全種 *Uroplatus* spp.

32 ホオジロザメ *Carcharodon carcharias*

33 メガネモチノウオ *Cheilinus undulatus*

35 イガイ科の一種 *Lithophaga lithophaga*

37 フーディア属全種 *Hoodia* spp.

（注釈をつけ附属書IIに掲載）

48 イチイ属の *Taxus chinensis*, イチイ *T. cuspidata*, *T. fuana*, *T. sumatrana* とこれらの種以下のすべての分類群

（注釈を加えて、附属書IIに掲載）

49 アクイラリア属全種 *Aquilaria* spp. と *Gyrinops* spp.

50 ゴニユステュルス属全種 *Gonystylus* spp. （ラミン）

（注釈をつけて附属書IIに掲載）

(c) TRAFFIC Japan



▲オープニングセレモニー

(c) Xu Hongfa



▲会議風景

●ダウンリスティングが採択されたもの

9 ミナミシロサイ *Ceratotherium simum simum*

（注釈をつけてスワジランドの個体群を附属書I⇒IIへ移行）

10 ハクトウワシ *Haliaeetus leucocephalus*

（附属書I⇒IIに移行）

12 コザクラインコ *Agapornis roseicollis*

（附属書IIから削除）

24 アメリカワニ *Crocodylus acutus*

（キューバの個体群を附属書I⇒IIに移行）

25 ナイルワニ *Crocodylus niloticus*

（ナミビアの個体群を附属書I⇒IIに移行）

★これらの改正は会議終了から90日後に効力を発する。

トラフィック イーストアジア ジャパン（略称：トラフィックジャパン）

TEL:03-3769-1716 URL: <http://www.trafficj.org> e-mail: traffic@trafficj.org

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN

附属書改正の結果一覧を
HPに掲載しました。
www.trafficj.org/cop13